

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【公開番号】特開2017-142304(P2017-142304A)

【公開日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【年通号数】公開・登録公報2017-031

【出願番号】特願2016-22168(P2016-22168)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|--------|-----------|
| G 0 9 F | 9/00 | (2006.01) |
| G 0 9 G | 3/36 | (2006.01) |
| G 0 9 G | 3/20 | (2006.01) |
| G 0 9 F | 9/30 | (2006.01) |
| G 0 2 F | 1/1333 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|---------|--------|---------|
| G 0 9 F | 9/00 | 3 4 6 D |
| G 0 9 G | 3/36 | |
| G 0 9 G | 3/20 | 6 9 1 D |
| G 0 9 G | 3/20 | 6 8 0 G |
| G 0 9 G | 3/20 | 6 8 0 H |
| G 0 9 G | 3/20 | 6 1 1 F |
| G 0 9 G | 3/20 | 6 2 1 A |
| G 0 9 G | 3/20 | 6 2 1 M |
| G 0 9 G | 3/20 | 6 2 4 C |
| G 0 9 G | 3/20 | 6 2 4 E |
| G 0 9 F | 9/30 | 3 3 0 |
| G 0 9 F | 9/30 | 3 0 8 Z |
| G 0 9 F | 9/00 | 3 6 6 A |
| G 0 2 F | 1/1333 | |

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月23日(2019.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 9】

さて、映像線78及び走査線80を表示領域72の端から端へ架け渡した場合、図2、図4に示すような場合では、映像線78及び走査線80が配置される信号線敷設領域102は表示領域72と同じ形状になる。しかし、図5に示すように表示領域72eが谷部100を有するような形状である場合に信号線敷設領域102eは表示領域72eと一致しないことがある。図5に示す例では映像線78eは当該映像線が通る横方向の位置での表示領域72の上端P_Uと下端P_Dとの間に形成されるため、谷部100も信号線敷設領域102eに含まれることになるからである。つまり、信号線敷設領域は狭額縁化のため、基本的には表示領域72に合わせるように設定されるが、常に表示領域72と同じ形状となるとは限らず、表示領域72より面積が大きくなる場合が起こり得る。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 2】

また、コモン電極 8 2 は、図 6 では、便宜上 3 画素分の幅に渡って形成される例を示すが、一般的には先述したように、2 ~ 3 0 列の幅を持って形成される。「C o m S R」、「C o m S W」は、図 6 で示すように、コモン電極 8 2 に対応して設けられる。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 5】

つまり、コモンドライバ 5 8 の構成のうち本実施形態で第 3 縁部 E₃ 基本的に全体に沿って配置されるものは、スイッチ回路 8 8、駆動信号伝送線 9 2 及びスイッチ制御線 1 0 8 である。図 1 0 に示す例では、第 2 重複縁部 E_{x 2} の額縁領域に信号線敷設領域 1 0 2 側から素子基板 7 0 の縁に向けて順に、スイッチ回路 8 8、スイッチ制御線 1 0 8、走査線 ドライバ 5 4 が配置される。